

「知」の集積と活用の方 昆虫ビジネス研究開発プラットフォーム 分科会設置要綱

(目的)

- ・本要綱は、昆虫ビジネス研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）が規則 3 条 1 項（9）に定める事業を行うにあたり、必要な事項を定める。

(分科会)

- ・会員は、個別の課題について本会他会員と広く議論を深めようとする場合、分科会を設置することができる。

(分科会の設置と運営)

- ・分科会を設置しようとする会員の代表者は、分科会名、代表者名、検討課題、参加会員名簿、連絡先、スケジュール等の情報を記して事務局に申し出る。分科会を廃止する場合も事務局に申し出る。
- ・事務局は、上記の申し出があった場合、本会会員にその旨を周知する。
- ・本会会員は、代表者の許可を得たうえで、各分科会に参加し、退会できる。各分科会の代表者は参加会員等に変更があった場合は、速やかに事務局に連絡する。
- ・各分科会の集会等には、オブザーバーとして 1 名以上の本会幹事会員が参加できる。

(分科会の活動)

- ・各分科会の運営は、代表者が行う。
- ・分科会から個別の研究テーマの共同研究開発等に発展する場合は、本会の規則第 12 条に規定する研究コンソーシアムを運営委員会の議を経て組織することができる。
- ・研究コンソーシアムを組織する場合は、本会の規則に従い、手続き等を行う。
- ・研究コンソーシアムが、国の競争的資金などへ応募する場合は、プラットフォームから承認書を発行する。

(その他)

- ・会員は、分科会や研究コンソーシアムを組織することなく直接、本会の他会員と商談（共同研究や商取引の申出等）を行う場合、その旨を事務局へ届け出るものとする。
- ・事務局は、上記の知り得た秘密情報について適切に管理する。

(附則)

- ・この要綱は、**2021 年 9 月 1 日**から施行する。
- ・この要綱は、**2022 年 4 月 1 日**から施行する。